

【経営ニュース】

H.20年度税制改正 4月30日公布・施行

平成20年4月30日に、平成20年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」がようやく公布・施行された。概要から以下抜粋。

公益法人制度改革への対応・寄附税制 公益社団・財団法人、一定の一般社団・財団法人について収益事業課税を適用することとするなど、新たな法人類型に係る税制上の措置を整備する、他。

法人関係税制 研究開発税制について、試験研究費の総額に係る税額控除(法人税額20%限度)と別に、追加的な税額控除制度(法人税額10%限度)を創設。

中小企業関係税制 エンジェル税制について、一定の特定中小会社に出資した場合に、1,000万円を限度として、寄附金控除を適用する制度を創設 **教育訓練費に係る特別税額控除制度について、増加しない場合でも、教育訓練費の総額の一定割合を税額控除できる制度に改組** 農林水産業と商工業の連携等を促進するための税制上の措置を整備。

金融・証券税制 上場株式等の譲渡益・配当に係る7%軽減税率を平成20年末で廃止(特別措置として、平成21、22年は500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について7%の税率適用) 平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算導入、他。
